

「私立大学等の振興に関する検討会議」の開催について

1. 趣旨

- 私立大学(短期大学を含む。以下同じ。)は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展。全大学の約8割を占めるなど、我が国の学校教育において大きな役割。今後ともその振興を図っていくことが必要。
- 一方、私立大学等の現状をめぐっては、全学生の約7割を抱える私立大学の教育等の一層の充実の必要性と同時に、18歳人口の減少等による経営困難校の顕在化や、一部私立大学等における管理運営上の不適切事例等、諸課題が指摘されているところ。
- これら私立大学等に係る諸課題も鑑みつつ、学校法人のガバナンス、財政基盤の在り方及び経営困難な状況への対応をはじめ、私立大学等の振興に関する総合的な検討を行うため、本検討会議を開催。

2. 検討事項(例)

- 私立大学等の果たすべき役割
- 私立大学等のガバナンスの在り方
- 私立大学等の財政基盤の在り方
- 私立大学等への経営支援
- 経営困難な状況への対応
- その他、私立大学等の振興に関すること

3. 検討スケジュール

- 4月13日に第1回会議開催。以後、約1年間検討。
- 28年度中に最終とりまとめ。

4. 委員構成

※詳細は、別紙参照

- 座長:黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長
- 大学関係者、学識経験者、企業関係者、公認会計士・弁護士等により構成
- 合計21名

「私立大学等の振興に関する検討会議」委員名簿

	麻生 隆史	学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長
	安部 恵美子	長崎短期大学学長
	浦野 光人	株式会社ニチレイ相談役
	大沢 陽一郎	読売新聞東京本社編集局次長
	大村 雅彦	学校法人中央大学常任理事・法科大学院教授
	奥野 武俊	前大阪府立大学理事長・学長
	河田 悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
座 長	黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
	小出 秀文	全私学連合事務局長、日本私立大学団体連合会事務局長、 日本私立大学協会常務理事・事務局長
	小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
	佐野 慶子	公認会計士
	清水 潔	明治大学特任教授・弁護士
	竹石 爾	学校法人青山学院顧問・前常任監事・元常務理事
	西井 泰彦	私学高等教育研究所主幹
	濱口 道成	国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
	濱中 義隆	国立教育政策研究所高等教育研究部総括研究官
	坂東 眞理子	学校法人昭和女子大学理事長
座長代理	日高 義博	学校法人専修大学理事長
	丸山 文裕	広島大学高等教育研究開発センター長
	水戸 英則	学校法人二松学舎理事長
	両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授

(五十音順敬称略計21名)

(職名は平成28年9月1日現在)

「私立大学等の振興に関する検討会議」の状況①

○第1回 4月13日(水)

- ・委員からの意見発表
 - －小林雅之委員(高等教育政策の課題 私立大学を中心に)
 - －濱中義隆委員(学生調査から見た私立大学の学生・教育)

○第2回 5月24日(火)

- ・委員からの意見発表(テーマ:私立大学の置かれている実態、私学のガバナンス・マネジメント)
 - －西井泰彦委員(私立大学が置かれている法人運営に係る実態と今後の在り方への提言)
 - －両角亜希子委員(私立大学のガバナンスに関する論点整理)

○第3回 6月14日(火)

- ・委員からの意見発表(テーマ:監事制度や経営関係)
 - －竹石爾委員(企業との比較を踏まえた私学の監事監査等に関する課題)
 - －水戸英則委員(私立大学への経営支援・経営困難な状況への課題と対応等)

○第4回 6月28日(火)

- ・委員からの意見発表(テーマ:財政基盤関係)
 - －丸山文裕委員(アメリカの私立大学の特徴とその収入構造)

○第5回 7月14日(木)

- ・委員からの意見発表(テーマ:大学・短期大学の観点から)
 - －小出秀文委員(今後の大学政策への期待と展望)
 - －麻生隆史委員(私立短期大学の振興について)

○第6回 8月30日(火)

- ・これまでの議論で指摘された主な意見について議論

「私立大学等の振興に関する検討会議」の状況②

- 第7回 9月26日(月)
 - ・学校法人のガバナンスについて
- 第8回 10月24日(月)
 - ・学校法人の経営の強化について①
- 第9回 11月10日(木)
 - ・学校法人の経営の強化について②
- 第10回 12月7日(水)
 - ・地方自治体における高等教育の振興について
 - ・学校法人の経営の改善について
- 第11回 1月25日(水)
 - ・私立大学等の財政基盤の在り方について
 - ・その他

※別途、第7回会議以降、「大学のガバナンスに関するワーキンググループ」を月1回程度開催。

平成29年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果

(概要)

※『平成29年度税制改正大綱』（平成28年12月8日 自由民主党、公明党）等に基づき作成

要望が認められたもの

- (1) 私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充【法人税等】
- (2) 現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化（内閣府・厚生労働省との共同要望）【所得税等】
- (3) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（経済産業省等との共同要望）【法人税等】
- (4) 公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の延長【固定資産税等】 ※2年延長
- (5) 子供の貧困対策に係る教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置のうち、領収書の提出方法の見直し（内閣府等との共同要望）【贈与税】
- (6) (独) 教員研修センターの組織見直しに係る税制上の所要の措置【法人税等】
- (7) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限の延長（厚生労働省等との共同要望）【法人税等】 ※3年延長
- (8) 県費負担教職員制度の見直しに係る指定都市への税源移譲【個人住民税】
- (9) 給付型奨学金の創設に伴う差押禁止等の所要の措置【国税徴収法等】

(参考)その他要望していたもの

☆ 検討事項として与党大綱に明記されたもの

※ 長期検討とされたもの

☆○ ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】

☆○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ（厚生労働省との共同要望）【たばこ税等】

※○ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置【所得税等】

※○ 2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置【法人税等】

○ 災害からの復旧時における学校法人への個人寄附に係る税制優遇措置の拡充【所得税】

○ 幼稚園・保育所等に土地を貸与した場合の非課税措置の創設（内閣府・厚生労働省との共同要望）【相続税等】

○ 子供の貧困対策に係る教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置のうち、贈与者の範囲の直系尊属以外への拡充（内閣府等との共同要望）【贈与税】

要望が認められたもの

(1) 私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充【法人税等】

現状、私立大学が行う受託研究については、一定の要件を満たすもの以外は法人税法上の収益事業の「請負業」として整理され課税対象とされているが、当該要件を見直すことにより、特に民間企業からの受託研究を受け入れやすくし、多元的な資金の獲得や本格的な産学連携を更に促進する。

【非課税となる受託研究の要件】

＜現行の要件＞①及び②

①当該研究の成果の公表

②実施期間が3カ月以上

要件

見直し

＜新たな要件＞①又は②

①当該研究の成果の一部又は全部が大学に帰属

②当該研究の成果の公表

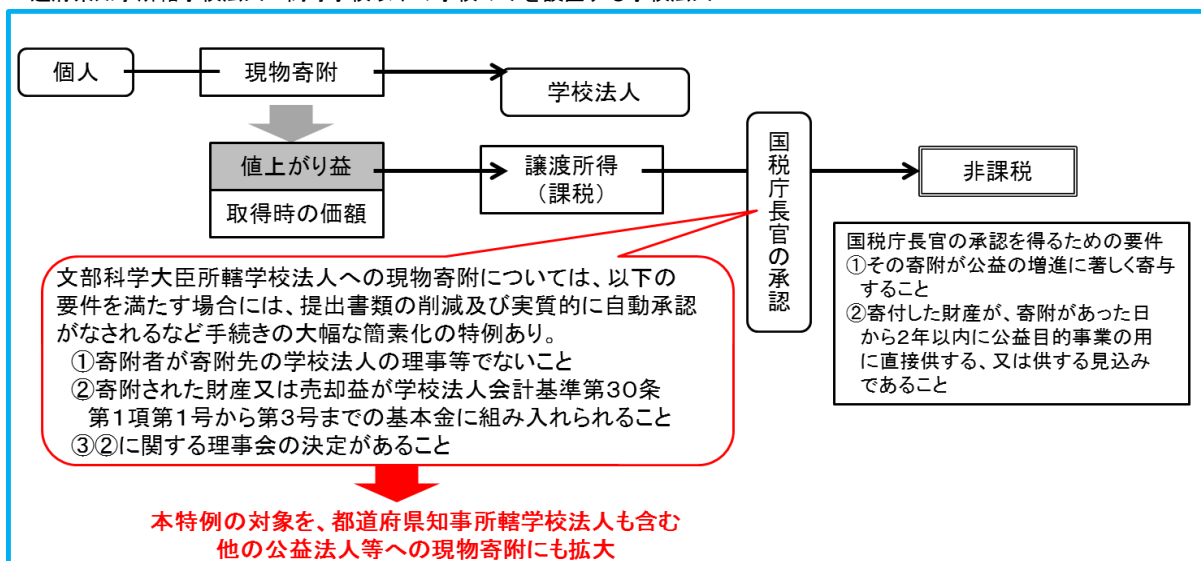
廃止

(2) 現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化（内閣府・厚生労働省との共同要望）【所得税等】

公益法人等に現物寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税の非課税の特例措置を受けるためには、国税庁長官の承認手続きが必要である。当該手続きには膨大な申請書の提出及び相当の時間を要しているが、文部科学大臣所轄学校法人（※）への現物寄附については、一定の要件を満たす場合には、当該承認手続きが大幅に簡素化される特例が設けられている。

本特例の対象を、都道府県知事所轄学校法人（※）を含む他の公益法人等への現物寄附にも拡大することにより、公益法人等への寄附の一層の促進を図る。

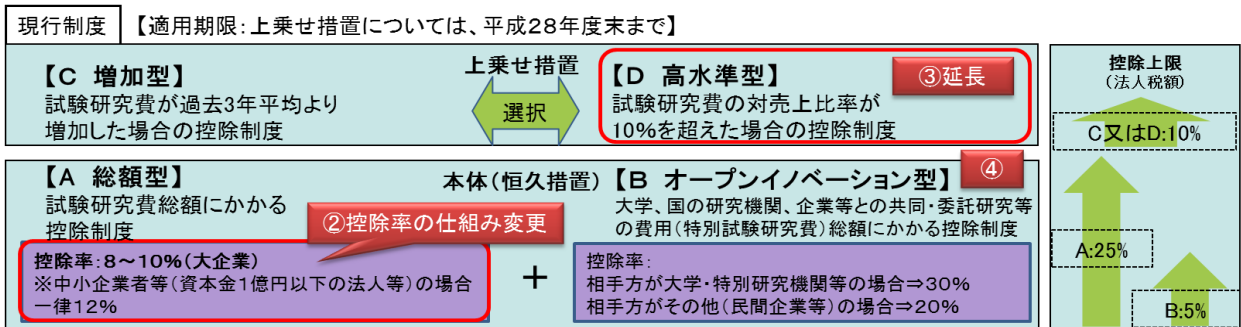
（※）文部科学大臣所轄学校法人：大学等を設置する学校法人
道府県知事所轄学校法人：高等学校以下の学校のみを設置する学校法人



(3) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充（経済産業省等との共同要望）【法人税等】

民間企業の研究開発投資の維持・拡大に貢献し、民間企業の競争力を強化するため、以下の制度改正を行う。

- ①対象にA Iやビッグデータ等を活用した第4次産業革命型のサービスの開発を新たに追加（定義の見直し）
- ②総額型の控除率について、投資の増減に応じて、最低6%～最大14%とすることで支援にメリハリを効かせる。また、中小企業支援の強化のため、5%超投資が増加した場合に控除率を最大17%、控除上限を10%上乘せする
- ③試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合の控除制度（高水準型）の期限延長
- ④オープンイノベーション型に係る手続きの簡素化等の運用改善（**控除対象費用の限定を廃止**（これにより光熱水費や修繕費等も対象）。同時に、大学の書類作成等の**事務負担を大幅に軽減**）

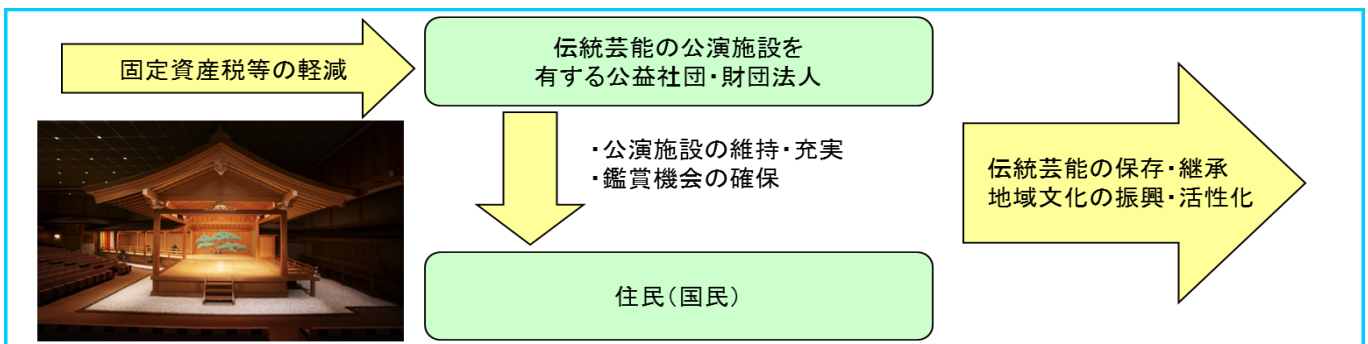


[試験研究の定義について]

租税特別措置法 第42条の4第6項第1号 試験研究費 **製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明にかかる試験研究**のために要する費用で政令で定めるものをいう

(4) 公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の延長【固定資産税等】

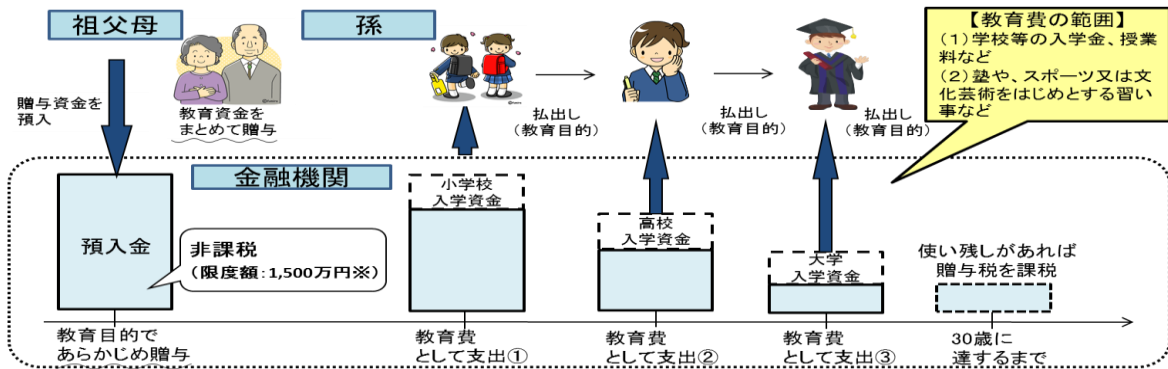
公益社団・財団法人が所有・取得する能楽堂（重要無形文化財である伝統芸能の公演のための施設）に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税の軽減措置（課税標準2分の1）について、適用期限を**2年延長**する（平成31年3月31日まで）。これにより、伝統芸能の公演施設の維持・充実と国民の鑑賞機会の確保を図る。



(5) 子供の貧困対策に係る教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置のうち、領収書の提出方法の見直し（内閣府等との共同要望）【贈与税】

祖父母等が孫等に対して一括贈与された教育資金に係る平成31年3月31日までの贈与税の非課税措置について、領収書を紙媒体のみならず電子媒体でも金融機関に提出することを可能とし、本制度の利用促進を図る。

(参考) 教育資金一括贈与制度の流れ



(6) (独) 教員研修センターの組織見直しに係る税制上の所要の措置【法人税等】

(独) 教員研修センターの組織を見直し、(独) 教職員支援機構に改組する(平成29年4月1日施行)ことに伴い、税制上の所要の措置(これまで適用されていた税制上の優遇措置の継続)を講ずる。

(7) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限の延長(厚生労働省等との共同要望)【法人税等】

退職等年金給付(退職年金、職務障害年金、職務遺族年金)の健全な運営を確保し、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るため、特別法人税の課税停止の措置の適用期限を3年延長する。

（８）県費負担教職員制度の見直しに係る指定都市への税源移譲【個人住民税】

指定都市の設置する義務教育諸学校に係る教職員の給与負担に関する権限について、都道府県から指定都市への移譲を平成 29 年 4 月 1 日に実施することとされたことに伴い、指定都市所在道府県及び指定都市の間の合意を踏まえ、同日付で個人住民税所得割の 2 % の都道府県から指定都市への税源移譲等の所要の措置を講ずる。

参 考 県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置のあり方に関する合意

（平成 25 年 11 月 14 日、指定都市所在道府県・指定都市）（抜粋）

道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割 2 % の税源移譲が行われることに合意する。（中略）

また、事務及び税源の移譲時期については、平成 29 年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。これを踏まえ、国において必要な法制上の措置等を講じられたい。

参 考 平成 26 年度税制改正の大綱（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ I に追加して決定する事項

一 個人所得課税 5 その他（地方税）

（備考）県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置として、個人住民税所得割 2 % の税源移譲について指定都市所在道府県及び指定都市の間で合意されたことを踏まえ、県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う。

（９）給付型奨学金の創設に伴う差押禁止等の所要の措置【国税徴収法等】

新たに創設する給付型奨学金について、関係法令の改正を前提に、差押禁止等の措置を講ずる。

参 考 ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋）

給付型奨学金については、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本心に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。

参 考 未来への投資を実現する経済対策（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）（抜粋）

給付型奨学金については、平成 29 年度（2017 年度）予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する。

参 考 第 192 回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説（平成 28 年 9 月 26 日）（抜粋）

給付型の奨学金も、来年度予算編成の中で実現いたします。

(参考)その他要望していたもの

☆ 検討事項として与党大綱に明記されたもの

○ ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】

○平成29年度 与党税制改正大綱（平成28年12月8日）（抜粋）

第三 検討事項

15 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。

○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ（厚生労働省との共同要望）【たばこ税等】

○平成29年度 与党税制改正大綱（平成28年12月8日）（抜粋）

第三 検討事項

10 将来、たばこ税の負担水準を見直す際には、財政物資としてのたばこの基本的性格、葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響、市場・産業への中長期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案し、予見可能性の確保に配意しつつ、検討する。

私立大学が行う受託研究に係る法人税の非課税措置の拡充

1. 大綱の概要

私立大学における受託研究の非課税措置について要件の緩和を図る。具体的内容は、収益事業から除外される受託研究の要件を、受託研究に係る契約又は協定において、その研究の成果の公表がされること又はその研究の成果がその私立大学に帰属することが定められていることとする。

2. 改正の内容

- 法人税が非課税となる 大学の教育研究活動そのものと同一視しうる受託研究の要件を整理。
- 加えて、科学技術イノベーションの進歩により短期間であっても教育研究と密接に関連する研究が発生していること等を踏まえた要件の見直し。

具体的な改正内容

【現行要件】①及び②

① 当該研究の成果を公表すること

(※)研究成果の公表を基本的に前提とした契約とすること(平成14年4月4日付け私学部長通知)

② 実施期間が3か月以上

【新たな要件】I 又は II

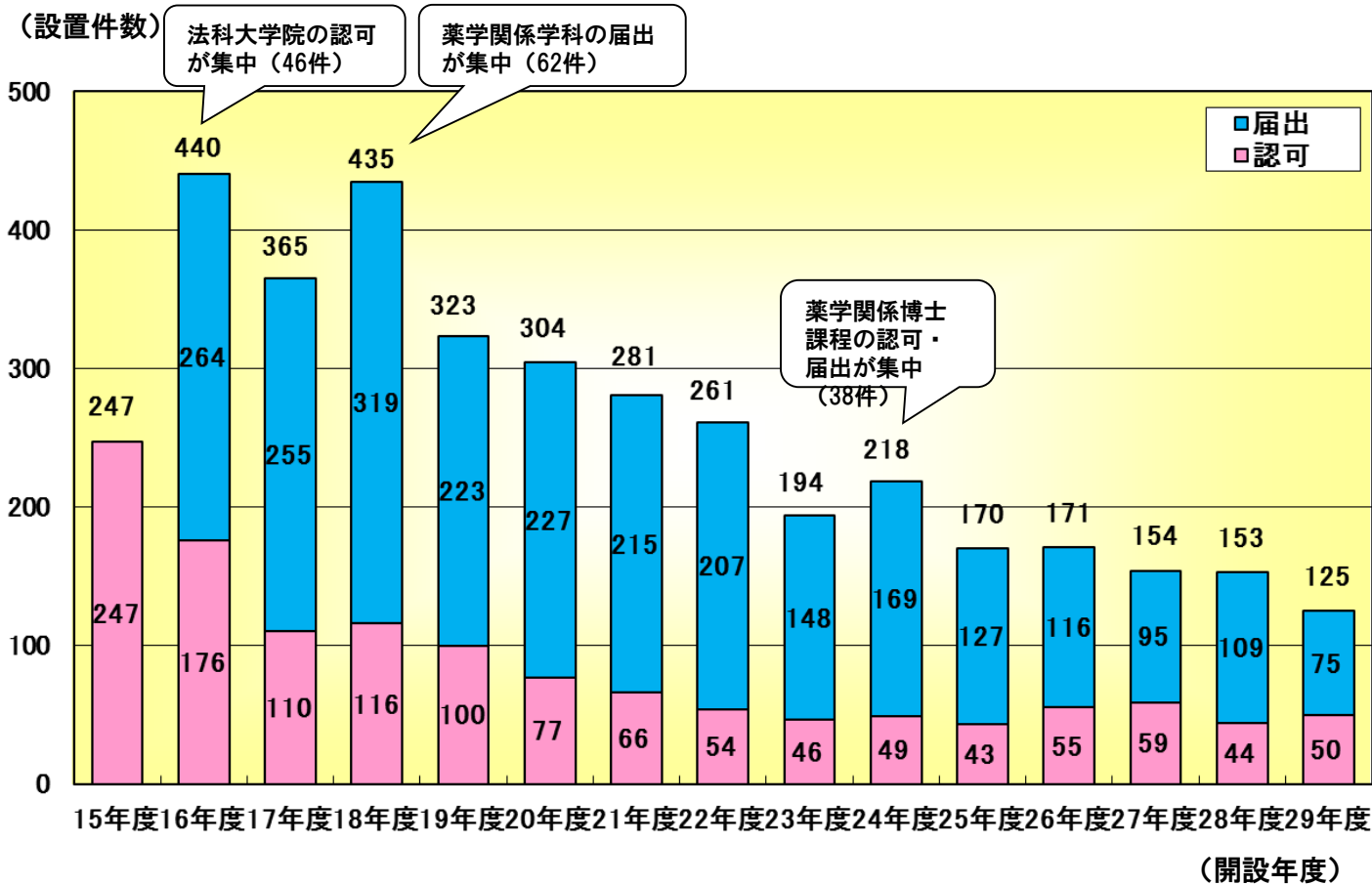
I 当該研究の 成果の一部又は全部が大学に帰属
II 当該研究の成果の公表

撤廃

- 600兆円経済実現のため、私立大学における受託研究の非課税措置について使い勝手を向上し、オープンイノベーションを促進。
- 「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)における「企業から大学等に対する投資額を2025年度までに現在の3倍」との目標の達成に向け、民間企業からの受託研究を受け入れやすくし、多角的な資金の獲得や本格的な産学連携を更に促進。

近年の大学等の設置認可等の動向と 寄附行為（変更）認可の審査等における指摘について

1. 大学等（学部、学科、大学院を含む）の設置（認可及び届出）件数の推移



2. 認可申請後に「不認可」、「取下げ」、「保留」となった件数の推移

開設年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
不認可	4	1	2	0	0	0	1	0	0	2	1	0	1	0	0
取下げ	3	1	0	6	3	3	4	6	10	13	17	6	3	3	5
保留(※)	0	4	0	3	0	10	11	10	15	7	18	9	6	4	14

※ 「保留」とは、通常の第二次審査終了後に特定の是正意見が残るなど不十分な点があったため、同一年度内で審査を継続したもの。（その後、取下げや不認可となったものを含む。）

3. 学校法人分科会における審査について

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会では、「私立学校法」や「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(文部科学省告示)」をはじめとする法令に基づき、私立大学等の設置に係る寄附行為(変更)認可の審査を以下の観点で行っております。各学校法人におかれては、設置認可申請の予定の有無に関わらず、これらの観点を参考に、私立学校法の趣旨を十分理解の上、今後も適切な学校法人の管理運営が確保されるよう留意願います。

(1) 管理運営関連

【主な指摘例】

- ①理事会(長)が十分に機能し、その責任を果たしているか。
- ②役員及び評議員が特定親族等に偏っていないか。
- ③教学側の意向が適切に反映される役員構成となっているか。
- ④理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されているか。
- ⑤役員及び評議員に欠員や選任方法の誤りはないか。
- ⑥監事の職務が適切に行われているか。
- ⑦監事に対する情報提供等の支援体制が十分に整えられているか。
- ⑧財務関係書類の備付けや公開が適切になされているか。
- ⑨管理運営上必要な諸規程は整備されているか。
- ⑩法令に基づく登記、届出等が適切に行われているか。
- ⑪インターネットの利用その他適切な方法による財務情報の公開がされているか。

(2) 財務関連

【主な指摘例】

(設置計画(設置経費、財源))

- ①校地校舎が借用の場合、一定期間の使用保証があるか。
- ②法令で定める標準設置経費や標準経常経費を上回っているか。
- ③設置経費の財源について、負債性のない資産で保有しているか。

(財務状況・財政計画)

- ①収支の均衡がとれる財政計画となっているか。
- ②財政計画を実現するための具体的な計画や見通しはあるか。
- ③全体の財務状況や教育研究条件を表す財務比率の推移はどうか。

(学生確保の見通し)

- ①学生確保の見通しや取組に客観性や具体性はあるか。
- ②卒業(修了)後の進路の見通しはどうか。

申請書類の一部変更や認可後の設置計画変更については、外的要因等のやむを得ない場合にのみ認められるものであることを十分理解のうえ、申請書類、設置計画については精緻に作成し提出してください。

【変更が認められる例】

<申請書類の一部変更手続き等(申請から認可までの間の手続き)>

- ① 大学設置分科会の意見への対応(施設設備の充実等)により、設置経費が変更となる例
- ② 工事等の契約を締結したことにより、設置経費が変更となる例 など

<設置計画の変更協議手続き等(認可後、完成年度までの間の手続き)>

- ① 認可時の設置計画を確実に履行したうえで、さらに施設等の充実をはかるもの。
- ② 新たな学部等の設置認可申請により、設置計画を変更せざるを得ないもの。
- ③ 道路等の付け替え等

※ 事前協議なく設置計画を変更した場合には、大学設置・学校法人審議会において対応を審議。

(内容によっては「不認可期間の決定」につながる場合もあるので留意が必要。)

最近の私学共済制度をめぐる主な動向

短時間労働者への適用拡大

- 法人規模500人を超える学校法人等において、「私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令」（平成28年9月公布）の施行により、平成28年10月以降、短時間勤務の労働者（※）についても私学共済の加入者とすることとなった。
- 法人規模500人以下の学校法人等においても、「私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」（平成28年12月公布）の施行により、平成29年4月以降、労使合意を前提として、短時間勤務の労働者（※）を私学共済の加入者とすることが可能となる。

※ 以下のいずれかに該当する者を除く。

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間未満
- ・ 継続して1年以上使用されることが見込まれない
- ・ 報酬が88,000円未満
- ・ 学生である

年金受給資格期間の短縮

- 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年8月成立）の施行により、平成29年8月以降、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されることとなった。